HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	母子世帯の母親の生活と「ケア」 ; 「ケア」を担うということとは
Author(s)	内野, 綾子
Citation	教育福祉研究, 18, 15-26
Issue Date	2012-12-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/51124
Type	bulletin (article)
File Information	Uchino.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

[Journal of Education and Social Work No.18 2012
教育福祉研究　第18号　2012]

母子世帯の母親の生活と「ケア」
―「ケア」を担うということとは―

内　野　綾　子

1．母子世帯の母親が担う「ケア」への着目

本稿では「ケア」の担い手が生活の中でどのように「ケア」を成り立たせているのかということを、ひとり親世帯に焦点を当てて捉えることを目的とする。人間が存続するためにはケアが必要不可欠である。人は生まれた時は必ず依存状態にあり、それに応えるケアが必要である。年をとればまた依存状態になり、ケアを必要とするかもしれない。人は生まれてから死ぬまでの一生の間でケアを必要とする時が必ずある。

そうしたケアは日常的には主に家庭の中で営まれてきたために、正義・平等の領域からは遠ざけられ、「ケア」の担い手は不利な立場に置かれてきた（内野 2011）。つまり、現在の社会は「ケア」の担い手が不利な立場に置かれながら何らかの方法で生活を調整している営みの上に成り立っているのである。そこで、本稿では「ケア」の担い手の実際の生活を示すことによって、「ケア」の分配のあり方を検討するための足がかりとしたい。

本稿では「ケア」の担い手の中でも、特に母子世帯の母親の生活を取り上げる。「ケア」の多くは家庭に任されているために、その家庭がどのように形成されているかによって「ケア」の担い手の負担が左右される。そのためひとり親世帯では、ふたり親世帯よりも多くの「ケア」を担うことになる。さらに、家庭外においては「ケア」を担っていない者と同等に「稼ぎ手」として渡り歩くことを要求されているのである[1)]。そうしたことから、ひとり親世帯はより「ケア」の責任が大きく、またそれを成り立たせる営みが明確に表れるのではないかと推測される。なお、ひとり親世帯の中でも、「ケア」についてはこれまでフェミニストによって女性との関係で議論されてきたことから、本稿では母子世帯の母親に焦点を当てることにする。

2．分析の視点

「ケア」を担う生活を捉えるために、母子世帯の生活の中心を占めている仕事を軸に、仕事と「ケア」との関連に着目する。「ケア」を軸に分析すると、「ケア」が生活のどの範囲に及ぶのかということを規定することになり、育児や家事といった目に見える形で現れる行為ではない、気使いや配慮といった側面が見えなくなる。こうした「ケア」に伴う気使いや配慮は、生活を営む上での仕事の選択や、資源の活用などに影響を与えていると考えられるため、無視することはできない。

つまり、「ケア」を担う生活を捉えるためには、行為として現れる時間だけでなく、その時間を設定する過程、またその時間に合わせて生活を成り立たせる過程までを含めて捉えることによって、その過程にあると思われる気使いや配慮までを考察する必要がある。そこで本稿では、「ケア」をしながら生活を成り立たせる過程を「『ケア』をしながら働く」という視点で捉え、その生活に合わせて実際に「ケア」を行う過程を「仕事をしながら『ケア』をする」という視点で捉え、「ケア」を担う者の生活を考察していく。

本稿では、「ケア」を仕事との関連で考察するため、調査対象者を働き方の変化をもとに以下の3つのグループに分ける。「グループ①：離別をきっかけに仕事を始めた者（A、D、E、J）」、「グループ②：離別前に仕事に就いていて、現在までに転

職を経験している者(G、H、I、K)」、「グループ③：離別前の仕事を現在まで継続している者(B、C、F)」。

また、仕事をしている母子世帯の生活を、仕事とケアのセットで捉えることによって、その生活をより現実に近い形で示すことができると考えられる。このことは、就労とケアのバランスを大事にするような施策のあり方を検討するうえでも重要な作業といえよう。

3．調 査 概 要

本調査は母子世帯[2)]の母親の「ケア」を担う生活を捉えるために、母子世帯の母親11名に、基本属性についての「調査票」記入の後、インタビュー調査を行った。インタビュー時間は、1人1時間～1時間半であった。A、B、D、Eには1時間の追加調査を行うことができた[3)]。

調査対象者の基本属性についてまとめたものが表1である。

グループごとの働き方の変化、子どもと両親の生活についてまとめたものが表2、3、4である。

調査対象者が持つ特徴について厚労省が行なった「平成18年度全国母子世帯等調査」との比較を通して確認する。表5は、「平成18年度全国母子世帯等調査」と本調査対象者の内訳を比較した表である。

表1　調査対象者の基本属性

	年齢	仕事	雇用形態	健康状態	ひとり親になった理由	家族構成(同居)	子ども(①第一子②第二子③第三子、性別、歳、学年)	子ども以外の同居家族(歳、仕事)	収入額	収入源＊1		
										就労収入	児童扶養手当	養育費
A	30歳代	保育士・事務	嘱託職員	良好	離婚	2人家族 ・本人 ・子ども1人	①男、10歳、小4	—	150～200万円未満	◎	○	△ (滞りがち)
B	30歳代	作業療法士	正職員	ぜんそく	離婚	2人家族 ・本人 ・子ども1人	①女、3歳、保育園	—	300～500万円未満	◎	○ (次からは×)	○
C	50歳代	会社員	正職員	良好	離婚	3人家族 ・本人 ・子ども2人	①男、23歳、大学3年 ②女、10歳、中1	—	300～500万円未満	◎	○	×
D	30歳代	看護師	正職員	良好	離婚	2人家族 ・本人 ・子ども1人	①女、12歳、中1	—	200万～300万円未満	◎	○	×
E	30歳代	介護職	正職員	良好	離婚予定 (調停中＊2)	6人家族 ・本人 ・子ども3人 ・本人の両親	①女、年齢不明(9歳?)、小3 ②男、年齢不明(7歳?)、小1 ③男、5歳、保育園	本人の父：71歳、運送業 本人の母：67歳、パート	300～500万円未満	◎	×	○ 「生活費」として
F	30歳代	会社員	正職員	良好	離婚	4人家族 ・本人 ・子ども1人 ・本人の両親	①男、5歳、保育園	本人の父：70歳、なし 本人の母：62歳(腰痛持ち)、なし	300～500万円未満	◎	×	×
G	30歳代	なし ・職業訓練校へ通っている(パソコン) ・就職先は決定済(事務)	パート(予定)	良好	離婚	3人家族 ・本人 ・子ども2人	①女、12歳、中1 ②女、8歳、小3	—	100万円未満	◎	○	○
H	40歳代	介護職	正職員	良好	離婚	2人家族 ・本人 ・子ども1人	①女、10歳、小5	—	200万～300万円未満	◎	○	×
I	30歳代	事務	正職員	良好	離婚	3人家族 ・本人 ・子ども2人	①女、10歳、小5 ②女、9歳、小3	—	200万～300万円未満	◎	○	×
J	30歳代	介護職	パート	良好	離婚	3人家族 ・本人 ・子ども2人	①女、13歳、中1 ②女、10歳、小4	—	150～200万円未満	◎	○	○
K	30歳代	幼稚園の先生 スーパーのレジ	幼稚園…正職員 スーパー…パート	良好	離婚	3人家族 ・本人 ・子ども1人 ・本人の母親	①男、9歳、小3	本人の母：62歳、パート	300～500万円未満	◎	○ (次からは×)	×

＊1　◎は最も多い収入、○は収入がある、△は収入がある場合とない場合がある、×は収入がないことそれぞれ示す。
＊2　Eは現在も籍が入っているが、実際はひとり親として生活しているため、本論文ではEを母子家庭として扱う。

表２　グループ①：離別をきっかけに仕事を始めた者

	仕事／雇用形態（番号は、離別後の変化の順を追っている）	勤務年数	就業時間	休み	子ども	両親との関わり
A	(結婚生活中)専業主婦	3年	―	―	―	―
	(i) 保育士ではない職／パート	半年	勤務先がやっている時間まで(夜8時以降もあり)	土日祝日関係なし	保育園	【同居】 両親が子どもの世話をする
	(ii) 保育士／臨時・パート	1、2年ごとに職場をかえながら7年	「少し短い時間帯で無理なくできている感じ」		保育園 ↓ 小学校 学童×	【別居、同じ地域】 本人が無理な時 ・本人の風邪 ・子どもの病院など
	(iii) 保育士(現在の職場)／嘱託職員	1年目	普通勤務：8時出勤～18時帰宅 夜間勤務：12時出勤～21時帰宅	土日どちらか1日と平日1日	小学校 学童× 習い事(週5)	
D	(結婚生活中)専業主婦	2年	―	―	―	―
	(i) 看護師(以前の職場)／パート	2年	9時～13時	不明	幼稚園	【別居、電車で4駅】 日曜など、子どもが長時間1人になりそうな時に子どもを預かる
	(ii) 看護師(現在の職場)／パート	6年	9時～16時、17時	土曜なるべく休み 日曜出勤 平日1日休み	幼稚園～小学校 学童○(小1～小3) 学童×(小4～小6)	
	(iii) 看護師(現在の職場)／正職員	1年目	9時～18時(定時) 残業あり…18時半～19時に終わる	土日関係なし	中学校	
E	(結婚生活中)専業主婦	3年	―	―	―	―
	(i) 介護職(現在の職場)／パート週2	1か月	8時30分～17時30分(定時)	土日祝休み	上の子：保育園～小学校 真ん中の子：保育園～小学校 下の子：保育園	【同居】 家のことは母が中心に行なっている
	(ii) 介護職(現在の職場)／パート週5	4年	8時30分～17時30分(定時)	土日祝休み		
	(iii) 介護職(現在の職場)／パート週4.5		8時30分～17時30分(定時)	土日祝休み 木曜半日		
	(iv) 介護職(現在の職場)／パート週5		8時30分～17時30分(定時)	日祝休み 木曜、土曜半日		
	(v) 介護職(現在の職場)／正職員	1年目	8時30分～17時30分(定時) 残業あり…18時30分に終わる	土日休み 祝日出勤	上の子：小学校、学童○ 真ん中の子：小学校、学童○ 下の子：保育園	
J	(結婚生活中)専業主婦	4年	―	―	―	―
	(i) 接客2つ掛け持ち／パート	不明	10時～昼のパート→夜のパート 医療事務の学校…週3、2時間	不明	上の子：～中学校 下の子：～小学校	【同居】
	(ii) 医療事務／パート	6年	不明	不明		【同居】
	(iii) 介護職(現在の職場)／パート	3年目	8時出勤～18時帰宅	日、平日1日休み	上の子：中学生 下の子：小学生、学童×	【別居】 夏休み…子どもを預かる(週2) 普段…週1回子どもが行く

表３　グループ②：離別前に仕事に就いていて、現在までに転職を経験している者

	仕事／雇用形態 （番号は、離別後の変化の順を追っている）	勤務年数	就業時間	休み	子ども	両親との関わり
G	(結婚生活中)接客業／パート	不明	―	―	―	―
	(i) 接客業／パート	不明	９時～13時、15時～19時 シフト制	週３～４	上の子：～中学校 下の子：～小学校	【別居(本人妹と同居、母は月の半分は県外にある母の実家へ)、徒歩圏内】 毎週土曜日に実家に遊びに行く。 土曜日以外に週１回、上の子が勉強を見てもらいに行く。
	(ii) 職業訓練校／支援制度	３か月	９時～16時	土日休み	上の子：中学校 下の子：小学校、学童×、習い事(週１)	
	(iii) 事務職／パート	就職予定 (内定済)	９時～17時	土日休み	―	―
H	(結婚生活中) 内職／パート 接客業／パート 看護助手／パート	―	―	―	―	―
	(i) 看護師(結婚生活中の職場で引き続き)／パート、夜勤専門の介護職／パート	２年	～18時、夜21時～翌朝９時(昼の仕事１日休み)→昼→昼、夜→…ローテーション	土日関係なし	保育園～小学校	【同居→別居、徒歩圏内】 母は他界。 夜勤がある時は父が子どもを預かる。
	(ii) 介護職(現在の職場)／正職員	４年目	８時10分(出勤)～18時(終わる時間)	土日休み	小学校 学童○ 習い事(週２)	【別居】
I	(結婚生活中)接客／パート	７年 断続的ではなく、必要に応じて働いていた	―	―	―	―
	(i) 接客２つ掛け持ち／パート	２年	昼のパート：９時半～17時半 夜のパート：21時半～翌朝４時	土…夜は仕事あり 日…休み	上の子：小学校、学童○ 下の子：幼稚園	【同居】 家事は母が中心
	(ii) 事務(現在の職場)／正職員	２年	９時～18時(定時) ５月の部署変更後、必ず残業 部署変更前は残業は少なめだった 現在の帰宅は19時半～20時頃	土日休み	上の子：小学校、学童×、習い事(週３) 下の子：小学校、学童×	【別居】 ５月まで…無理な時に頼む ５月以降…食事、迎えは母が中心
K	(i) 夜：入力／パート		20時～翌朝５時	不明	家	【同居】 子どもの送り迎え、ご飯支度は母が行なっている。
	(ii) 昼：飲食店／パート、夜：引き続き入力の仕事		昼：不明 夜：20時～翌朝５時		保育園	
	(iii) 昼：事務／正職員、夜：レジ／パート		昼：９時～17時 夜：20時～22時		保育園～小学校	
	(iv) 昼：幼稚園教諭／正職員、夜：レジ(引き続き)／パート	幼稚園教諭： ２年目	昼：７時出勤～18時半か19時終わる 夜：20時～22時	昼：土日(行事等の関係で土曜出勤もある) 夜：日、月のみ出勤	小学校 学童○	

表４　グループ③：離別前の仕事を現在まで継続している者

	仕事／雇用形態（番号は、離別後の変化の順を追っている）	勤務年数	就業時間	休み	子ども	両親との関わり
B	(結婚生活中～現在) 作業療法士(現在の職場)	15年目	―	―	―	―
	(i) 産休育休・時間短縮勤務からフルタイムへ	1年	8時50分～17時30分(定時) 役職あり…会議、相談事など	土日祝休み	保育園	【別居】 車で1時間程度離れている。月2回程度遊びに来る、夜に出かける用事がある時に子どもを預かりに来てくれる関係である。
	(ii) 時短勤務、役職を外す	1年	8時50分～16時30分(定時)			
	(iii) フルタイムへ戻す、役職は外したまま	1年目	8時50分～17時30分(定時) 残業あり…18時過ぎに職場を出る			
C	(i) 他の社員と同じように働く	不明	他の社員と同じ様に働く	―	上の子：保育園	【県外】
	(ii) 子どもとの時間を大切にする		残業少なめ		上の子：小～中学校 下の子：保育園～小学校	
	(iii) 残業を増やす		残業少し増やす		上の子：大学 下の子：中学校	
F	(結婚生活中～現在) 会社員／正職員	13年目	―	―	―	―
	(i) 時短勤務	1年	8時45分～16時半(定時)	土日休み	保育園	【別居】
	(ii) フルタイムへ	4年目	8時45分～17時半(定時) 残業あり…18時頃に終わる	土日休み	保育園	【同居】 子どもの送り迎え、ご飯支度は父が行なっている

表５　全国調査に対する本調査対象者の内訳

	全国調査		本調査対象者（n＝11）
年　齢	平　均	39.4歳	― （年代しか聞いていないため不明）
	最　多	40～49歳(40.9%)	1名
	次	30～39歳(38.8%)	9名
	―	50～59歳(8.6%)	1名
就　業　率		84.50%	10名
仕事内容	最　多	事務(25.2%)	2名
	次	サービス職業(19.6%)	4名 （うち1名(K)は専門的・技術的職と兼業）
	3番目	専門的・技術的職業(17.3%)	4名 （うち1名(K)はサービス業と兼業）
	―	―	3名 （仕事内容不明）
雇　用　形　態		臨時・パート(43.6%)	3名
		常用雇用(42.5%)	8名
健　康　状　態		困っている(10.5%)	1名
母子世帯になった理由		離婚(79.7%)	11名
		死別(9.7%)	なし
家　族　構　成		母子のみ(67.5%)	8名
		同居者あり(32.5%)	3名
末子の平均年齢(平均)		10.5歳	8.3歳
収　入		213万円(平均)	― （具体的な収入額を聞いていないため不明）
		100万円未満(31.2%)	1名
		100～200万円未満(39.1%)	2名 （150万円～200万円未満）
		200～300万円未満(17.7%)	3名 （200～300万円未満）
		300～400万円未満(5.9%)	5名 （300～500万円未満）
		400万円以上(6.1%)	

本調査対象者の特徴としては、収入が平均程度かそれ以上の世帯が多いこと、常用雇用で働いている母親が多いこと、また子どもの年齢が低めであることが挙げられる。そのことから、本調査対象者の多くが、母子世帯全体の中においては比較的安定した位置にあると言えるだろう。

こうした就労収入を中心として生活を成り立たせることは、母子世帯施策が目指す「就労による自立」をした生活であると言える。施策が目指す生活の実情を示すことは、今後の施策を考えるうえでも重要であると考える。

4.「ケア」をしながら働く

本節では、調査対象者の働き方の変化を、その変化の背景にどういった理由があったのかを合わせて追っていく。そこから、仕事をしていく上で「ケア」がどのような影響を与えるのかについて考察し、「ケア」をしながら仕事をする実態を示す。

(1) 専業主婦から仕事を始める

「専業主婦から仕事を始める」という変化はグループ①で見られる。この変化の中では、何かに駆り立てられるような思いがあることが分かる。

「やっぱり辞めたら、結局、何もお金がないんですよね。だから、とりあえず働いてなきゃいけないのかなってゆうのもあったから。とりあえずやってたけど。」(Aさん、グループ①)

「(仕事を始めた時は)しんどいとかもやっぱ分からなくて、とにかく必死に。子どもを生かしていかなきゃいけないんだみたいな感じで。それまで仕事もしてなかったんで、特に。」(Dさん、グループ①)

「[―全く違いますか?　専業主婦から働きながらというのは…]そうですね。だけどこの状況でやらなくちゃいけないっていう部分があって、すごい気負いもあったんだと思いますが。」(Eさん、グループ①)

「[―離婚直後の睡眠時間は?]ねぇ。ボロボロだったよね。何となくやっぱりね、でも不思議と、やっぱり離婚した当時っていうのは、何とかしなくちゃっていう思いが強いから、意外とだからそっちの方でなんとかやってましたね。」(Jさん、グループ①)

Dの「この子を生かさなきゃ」という言葉が代表するように、子どもを生かしていくために、つまり「ケア」を遂行するための手段として働き始めたともいえるのではないか。「稼ぎ手」としての役割だけを全うしているようにも見えるが、「ケア」役割の最も根底にある「人を生かす」ということを達成するために「稼ぎ手」として生活を成り立たせることに必死になったと言えるのではないか。

(2) 働き方を変化させていく

「ケア」をしながら仕事をしていく中で、全ての調査対象者が働き方を変化させていた。グループ①②では職場をかえる変化や雇用形態をかえる変化が見られた。

「なるべく正職ってゆうよりは、時間が短めで、うん、子どものことを考えつつ、職は選んできました。」「就業相談っていうのがあるんですけど、そこの中でも、どうする、給料とかいくらくらい欲しいっていうんですけど、私はもうどうでもいいですって、お金よりも、とりあえず、時間とかが、きちんと、うん、長くなく短めねーとか、子どもとの両立ができるのであればいいですとか言って。」(Aさん、グループ①)

「先々の事を考えると、正社員で働きたいっていう気持ちが強かったから、まあ下の娘がやっぱり当時幼稚園に通ってて、保育園みたいに預かってくれたりしないんですね。そしたら、まあ、それに合わせれるように(パート)っていうようにして。で、小学校になって本格的に考えるようになって、で、今のところ(正職員)に拾ってもらって。」(Iさん、グループ②)

子どもの成長に伴って「ケア」の内容は変化していく。この変化に合わせて、働き方を変化させ

ていた。正職員への就労が目指されることが多いが、母親の場合は子どもの生活に合わせるためにあえてパートを選ぶことがある。また、子どもへの「ケア」の内容の変化と働き方の変化の関係は、子どもが成長して親の手を離れていくから、仕事時間を増やせるようになるといった単純なものばかりではない。

「(中学校になったら) また違う大変さがあるみたいで。だからそこで大きくなったんだからって (子どもを) 離すのを止めようって本当に今から思ってます。」(Aさん、グループ①)

「[―常勤にした理由みたいなのって何かありますか？] 常勤にした理由は、ええと、職場的にまず第一に、職場的にちょっと別の常勤だった方が辞めて。(中略)ちょっとおごりなんですけど、常勤さんみたいな仕事をやっているのに、ちょっともったいないかなっていうのもありつつ。あと子どもたちも丈夫になったので、あの、呼び出しの電話がかかってこなくなった。やっぱ、あとは学童の、二人学童に行くようになったので、逆になんか、本当に子どもたちが留守番できる年齢になった。」(Eさん、グループ①)

「家を買って、ある程度落ち着いたら子どもと今度は向き合おうっていう。そんなにね、やっぱり子どものその年代って、その時しかないんで。」「やっぱり、ちょうどこう一番心配な時期っていうんですかね子どもの。5年生6年生ですと、ちょっと違った意味での心配っていうのがあって。」(Hさん、グループ②)

特に思春期になる子どもの様子は、子どもひとりひとりで異なるうえに、それに対する親の対応も様々である。そのため、子どもが成長したことによって、仕事時間を増やすか、減らすか、1人にさせておくことへの不安が増すか、減るかといったことは、「子どもが成長したから」という理由だけで説明することはできない。

グループ③は職場内での就業時間の調整等の変化であった。これは雇用形態が影響していると考えられる。

「その前 (下の子が中学生になる前) は、でもやっぱり、親の保護がきっちり必要なので、学校の事でもなんでも呼び出されたり、行かなきゃいけないことはありますけど、中学生になれば、そこそこ行かなくてもいい状況っていうのもできるし、ってゆうところで、働き方もやっぱり、それまでは残業できないんですけど、今だったら、残業して、子どもが一人でも家にいても大丈夫ですよね。うん。その辺が、意識の違い、確実にかわってきます。」(Cさん、グループ③)

「(子どもと) 二人で暮らすのにやはり、時間までに帰れないっていうのが(厳しい)。」(Fさん、グループ③)

働き方の変化の要因としては子どもへの「ケア」の内容の変化が主であるということはグループ①②と共通して見られる。つまり、「ケア」を担いながら働くということは、本人の頑張りや努力ではなく、子どもの状況による「ケア」にかかる絶対的な時間の変化、つまり本人のコントロール外のことによって働き方が決められるのである。「ケア」を全うすることを優先として、それが達成される働き方をそれぞれの持っている資源の中で調整していることが見えてきた。

5．仕事をしながら「ケア」をする

4節では、「ケア」をすることが仕事をすることにどういった影響を持つのかについてみてきた。本節では、「ケア」を担いながら仕事ができるように働き方を変化させた生活の中で、実際にどのように「ケア」を担っているのかということを述べる。

(1) 母親への負担

4節では、子どもの状況に合わせた「ケア」を与えられるように仕事を調整していている姿が見られたが、それは余裕ができるように調整したものではない。あくまで、子どもに「ケア」が与え

られるように調整したわけであって、必ずしも母親の体調などの都合に合わせたものではない。その結果、母親に無理がたたることが、どのグループでもしばしば見られた。

グループ①は、離婚前後での生活リズムが大きく異なる。しかし、その生活リズムに慣れる間もないまま、とにかく「やらなければ」という思いに駆られて生活をしていた。

「リズムができるまでが、大変なんですよね。でもリズムができて、仕事して帰ったら食事して、子どもと一緒に過ごすっていう流れができちゃえば、そこまで大変だって感じはないんですよね。それまでが。」（Aさん、グループ①）

「専業主婦の時って、あの色々毎日掃除とかも事細かにできるじゃないですか。掃除機も毎日かけるとか。あとあの食事の準備も、あの、手の込んだものが作れたりするけど、今は、段々手抜きになってきているかな。」「［―ごはんも作るけど、ちょと、手の込み方が（違ってくる）。それ、最初、少し、ストレスというか？］いや、今でもストレスです。［―できたらやりたい？］できたらやりたい。［―できたらやりたいけど、できないっていうのは？］結構多いですね。」（Dさん、グループ①）

「［―専業主婦から働き始めた時は…］体調崩しました。あ、その話ですか？　崩しました。崩しましたね。結構やっぱり、なんか何か月かに一回はここ休むことがありましたね。生活のリズムがやっぱりすごくガラッとかわったので。何回か休みましたね。」（Eさん、グループ①）

生活リズムに慣れない中で、これまでの生活との役割の変化や自分ひとりで与えられる「ケア」の質の変化に戸惑っている様子が見られる。

グループ②は、それまで補助的な意味合いが大きかった収入が家計の中心になるため、無理をしてでもこれまで以上の収入を得ようとする。「ケア」をしながら仕事ができるように調整するが、「ケア」以外の時間のほとんどを収入を得るために利用しようと、仕事を掛け持ちをするなどをして働いている傾向があった。

「働かないとっていう感じで、まあとりあえず、自分が続けられる仕事じゃないとダメだなっていうのは思いましたね。嫌ですーじゃなくて。［―仕事を続けなければということが大きい？］辞めれないですからね。前までのこの辺のパート（結婚中のパート）は嫌なら辞めちゃえっていう気持ちがあったんですけど、今回はそういうわけにもいかないから。」（Gさん、グループ②）

「［―睡眠時間ってどれ位だったんですか？］ほとんどないですよ。その夜勤の時も結局、睡眠時間が取れないですから、ナースコール随時鳴るんでね。だから本当に睡眠時間はないです。」（Hさん、グループ②）

「寝る暇がなかったですね。あの時（パートを掛け持ちしていた時）は。」「昼も夜も一応、土日が夜は土曜日も働いてたんですけど、昼間は土日休み祝日休みってやってたんで。親に見てもらって、土曜日とかに昼間わーって朝寝坊して。私結構寝だめができるタイプで、だから土曜に10時間位寝ると、以外と大丈夫なんですよ。［―休みの間に寝だめして、平日はあんまり寝れない？］寝れないです。でも仕事しながらこんなんなってる。こっくんこっくんなったりして。」「［―体調崩されたりは？］ああ、ありましたね。基本的にあんまり具合悪くならないんですよ、体が丈夫というか。でもやっぱこの生活（パートを掛け持ちしている生活）をしている時は、割と年に1回風邪ひくものを年に5回、とか、ああのど痛いっていう日は増えましたね。」（Iさん、グループ②）

「やっぱり何か、何かあって仕事がダメになったりとか、辞めなきゃいけなくなったりした時に、何にもなくなっちゃうっていうのがすごく不安で。なんかね、どうしても二つっていうの

がね自分の中で。」（Kさん、グループ②）

グループ③は、雇用の面では「安定している」と言われるが、安定した雇用であってもグループ①②と同様に、「ケア」と仕事に追われる生活を送っている。

「結構大変に、鬱っぽくなった時がありました。仕事に行けないような。うーん。で、仕事がやなわけじゃないんだけど。その、自分のやることがいっぱい増えていったときに、やっぱり仕事に集中してなかったりするっていうのかな、そしたらこうだんだんちょっと、ま、ミスも出てきたりとか、仕事が今まで出来てた量をこなせなくなったりとかそんなのが出てきて。なんか仕事に、行けなくはなってないんだけど、でもなんかすごい行くのが辛い時期とかもあって。でその時期に、家事もできなくって。ごはんが作れても、それを片づけるっていうことまでなんかできないのよね。」（Bさん、グループ③）

「倒れたし。救急車2回位。［―2回？　どちらも過労？］完全な過労ですね。だからもう、倒れるまで何でわかんないのってよく言われるんだけど、分んない位やっちゃうのね。［―やらないとという感じ？］やらないとっていうか、目の前にあるから、でしょう。だって、相手生きてるしね。そうしたら、自分の時間をつぶしていく。そんな感覚もなくやってたら、倒れてたっていう。」（Cさん、グループ③）

「［―(子どもと)二人で生活してる時に、どういったことが大変でしたか？］なんか大変だったっていうよりも、何かでも走り抜けてた感じなので。あんまり大変だった記憶が。大変というよりも、なんかこう日々、一日終わった、また始まったって感じだったので。大変と思った記憶はないんですけど、大変だったのかもしれないですね。それが大変だったのかなあって。でも大変だとは自分では思ってはなかったです。人から見たら分からないんですけど。」（Fさん、グループ③）

「ケア」をしながら仕事ができるように調整したとしても、それは子どもを中心に考えられたものである。「ケア」は母親のコントロール外で決まるものであるから、「ケア」に合わせて働き方を変化させても、母親の都合に合わせて「ケア」の内容を変化させることはできない。そこで、4節でみたように、再び「ケア」をしながら仕事ができるように、仕事をかえるか、もしくは、「ケア」を母親以外の資源で補うようにしていくという母親のやりくりが見られる。

（2）ケアを分けていく

仕事をしながら「ケア」をする中で、「ケア」をどれだけ自分で担い、また他の人や機関にどれだけ託すかということのやりくりが多くみられた。仕事時間が増加してもこれまでと同じだけの「ケア」を与えようとするならば、両親や公的制度（保育園や学童）によって「ケア」が補完されるか、「ケア」の担い手の何かを犠牲されなければければならない。もしくは、「ケア」の受け手がそれまでと同じ程度の「ケア」を受けることを諦めなければならない。

グループ①②では、離婚前後で生活リズムが大きくかわったこともあり、日常的に親族から「ケア」の支援を受けていることが多い。

「いい、やってくれる？って（本人が母親に）言ったら、（母親が）もういいよ！みたいな。やるよ！っていう感じで。だからそれはやっぱり、お互いになぁなぁになってないから、やってもらえるかなって。やっぱりそこは、きちんと、線はつけてた方が、お互いにいいのかなって私は思ってるんですよね。甘えすぎず。」

「線引いてるんですよね。ここまではいけど、ここまではちょっとやろうとか。［―ここまではダメだよっていうことはご両親は特に言わない？］言わない、ぜんっぜん言わないんですよ。全然（両親は子どもを）見ていいんですもん本

当は。やるよーなんですよ。だから本当にこういう21時で、子ども寂しい思いしてるなら、もう全然いいよって。送り迎えするからって感じなんだけど。いやそこはきちんと、子どもできるって言ってるからさせるわって。でもどうしても寂しくて、なんか困った時とかは来てあげてっていう感じで。そこは、そこは、その都度その線はかわるんですけど。」（Aさん、グループ①）

「今までの、パートの時には自分一人でやろうやろうと、まあ仕事休んでその分自分でやろうっていう部分が多かったんですけど、正直なところ、常勤になって、そうやって休めない部分とか、あと、研修とかでちょっと遅くなっちゃう部分もあるので、申し訳ないと思いながらもおばあちゃんに任せる部分が私の中では多くはなってきました。」（Eさん、グループ①）

「［―5月の前までは、お迎えも食事も？］そうですね、どうしても無理な時だけ実家にお願いして。お迎えお願いっていう形で。でそうすると、まあ食事の用意もしてくれるので。そこで甘えちゃってますね。」（Iさん、グループ②）

「逆になんか（祖母は）全部やってくれちゃうから、家事とかも、甘え過ぎちゃって。」（Kさん、グループ②）

何をどこまでどこに託すかということについては、人それぞれだが、ここで注目すべきは、申し訳ないと気を遣いながらあくまで「お願いする」という気持ちでいることである。

グループ③では、Fは日常的に祖母からの支援を受けているが、B、Cは就業時間の調整を主としている。

「ちょっと休もうって思ったのね。それはなんか自分で思ったんだよね。それと仕事、なんか、こう仕事しっかりやらなきゃっていうのがあったんだけど、私その早く帰してもらうっていうのを第一にして。そしたらその時、主任をして、早く帰してもらったら、まず会議にも出れないし、皆がなんか相談したいときには、もう帰らなきゃいけないからっていう感じになるから。もうこの主任っていうのも、本当に辞めようと、辞めさせてもらおうとその時決断して。で、それでもう、今はね、ひらになり。」（Bさん、グループ③）

「朝の就業時間に間に合うようにって時間あるじゃない？　もうそれ全然。もうすいません今日も遅刻しますとか、今日ちょっと用事あって2時間位遅れますとか、平気で言って。」（Cさん、グループ③）

「同じような年代の人から比べると、やっぱり給与が全然低い、あと査定が悪いから低くなっていきますよね。それはもうなんつーかな、自分の中でこう、咀嚼していかない限りしょうがないですね。だから、子どもがいるからっていうのではなくて、子どもはいたから、よかったことっていう方で持ってかない限りは、うん。だからもうキャリアとしてはもう完全にドロップアウトしてるから。」（Cさん、グループ③）

「祖父母に結構投げっぱなしというか、ちょっとね、お願いしちゃってる部分が多いので、あんまりやっぱり平日はね構ってあげられないのが、ちょっと心苦しいところはあるんですけど、その分土日に挽回をしようと。してるんですけど。」（Fさん、グループ③）

仕事をしながら「ケア」をするために、仕事中の子どもの「ケア」を誰に、もしくはどこにどれだけ託すかということが本人によってやりくりされていた。本人が見れない時間帯の「ケア」を外部に託したからといって、本人から「ケア」役割がなくなるわけではない。特に、本人の母親に「ケア」を託している場合には、母親に対して「申し訳ない」、「甘えてしまっている」といった思いを抱えながら託していることが多い。また、子どものことを心配しながら働いている者もいた。つまり、「ケア」の責任者として「ケア」を他所に「お願い」しているのであって、「ケア」の責任を外部に委託しているということではない。

また、仕事時間を減少させることは、「ケア」の時間は確保されるかもしれないが、収入が減少する。余裕のある生活を送っているわけではない調査対象者にとって、収入が減ることは大きな問題である。仕事時間を増加すると「ケア」の時間が減少する。それでも「ケア」にかかる時間をゼロにすることはできないため、何らかの手段で「ケア」を遂行する。だからといって、仕事時間を減少させて「ケア」の時間を確保しようとすると、収入が少なくなってしまう。こうした現状の中で、それぞれの持つ資源を活用しながら、「ケア」と収入のバランスが取れるように、日々の生活を送っている。

6.「ケア」を担うとは

これまでの分析から、子どもの状況に合わせて働き方を変化させ、その働き方に合わせて「ケア」を振り分け、また「ケア」の内容が変化した場合には働き方を変化させるという過程を繰り返して、現在の母子世帯の生活が成り立っていることが分かった。

つまり、母子世帯の母親の生活は「ケア」と「働く」(ここでは賃金労働を指す)ことが連動しており、それは職場、親、保育園、学童などを母親が様々に組み合わせることによって成り立っているのである。逆に言えば、何か1つの組み合わせが崩れれば、「ケア」も「働く」ことも連動して崩れ、生活が成り立たなくなる立場にあるのである。

さらに重要なことは、そうした働き方の変化の中には、時間や経済的な問題だけでなく、「『ケア』の遂行を何よりも優先する」という母親の姿勢が多く見られたことである。例えば、一般的には幼児よりも中学生の方が手がかからず、「ケア」にかかる絶対的な時間は減ると考えられるが、年齢で機械的に子どもの成長を見極めずに、その時その時の子どもの状況を優先させる母親の姿があった。また、自分のことよりも「ケア」を優先させる思いから、母親の睡眠時間を削るなどの犠牲や、仕事時間を短くして収入を諦めるといったことが見られた。

母子世帯の母親は絶対的な「ケア」の担い手であり、「ケア」から逃れることができず、「ケア」を全うすることを優先せざるを得ない状況で暮らしているのである。今日では、そうした生活が限界を超えて何らかの問題が表出した場合に初めて、「ケア」の側面に焦点が当てられるのではないだろうか。その時、それは母親の道徳的な責任とされかねないのである。

注

1）2002年の児童扶養手当法、母子及び寡婦等福祉法の改正によって、ひとり親に対して就労のための自助努力を促進させており、自助努力を怠った場合には児童扶養手当が削減さえるなどの施策が行なわれるようになった。

2）本稿における母子世帯の定義は、厚労省による「全国母子世帯等調査」における「父のいない児童(満20歳)がその母によって養育されている世帯」とする。(Eはインタビュー時点では元夫との籍を抜いていなかったが、元夫との別居期間が4年経っていること、「生活費」が送られてくる、離婚の調停をするといった関わりしかないことから、日々の生活は母子世帯と同じと捉えられると考え、本調査では母子世帯として分析対象とする。)

3）なお、Cは離別時期が不明だが、転職の経験がないためグループ③とする。Kも離別時期が不明だが、転職を多く経験しているため、最も転職に焦点が当たると考えられるグループ②とする。

文献

Fineman, Martha Albertson. (1995) *the Neutered Mother, the Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies*, Routledge.(=2003、上野千鶴子監訳『家族、積みすぎた方舟―ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房。)

Fineman, Martha Albertson. (2004) *THE AUTONOMY MYTH: A Theory of Dependency*, New Press.(=2009、穐田信子、速水葉子訳『ケアの絆―自律神話を超えて』岩波書店。)

Fraser, Nancy. (1997) *Justice Interruptus: Critical*

Reflection on the 'Postsocialist' Condition, Routledge.（＝2003、仲正昌樹監訳『中断された正義―「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房。）

藤原里佐（2006）『重度障害児家族の生活―ケアする母親とジェンダー』明石書店。

Kitty, Eva Feder. (1999) *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency,* Routledge.（＝2010、岡野八代、牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社。）

Kitty, Eva Feder、岡野八代、牟田和恵（2011）『ケアの倫理からはじめる正義論―支えあう平等』白澤社。

田宮遊子、四方理人（2007）「母子世帯の仕事と育児―生活時間の国際比較から」国立社会保障・人口問題研究所『季刊社会保障研究』43（3）、219-231 頁。

湯澤直美（2004）「日本における母子世帯の現代的態様と制度改革―ワークフェア型政策の特徴と課題―」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』6、45-66 頁。

（北海道大学大学院教育学院・修士課程修了）